

OPクレジット・JCB特約

第1条 カードの名称

本カードは株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）が小田急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）と提携して発行するもので「OPクレジット・JCB」、「JALカード OPクレジット」、または「OPクレジットハウス」（以下総称して「本カード」といいます。）と称するものを指します。

第2条 会員

- OPクレジット・JCB特約（以下「本特約」といいます。）、別途当社の定める「小田急ポイントカード特約」、「小田急ポイントサービス特約」、「JMBマイル / 小田急ポイント交換特典特約」（ただし、JMBマイル / 小田急ポイント交換特典特約については JALカード OPクレジットに入会を申し込む方に限る。）、および別途 JCB が定める会員規約（以下「JCB 会員規約」といいます。）を承認のうえ入会を申し込み、当社および JCB（以下「両社」といいます。）が認めた方を会員（以下「会員」といいます。）とし、JCB が本カードを貸与します。
- 本特約において用いる用語は、本特約に定義がない限り、JCB 会員規約の用語の用法に従うものとします。

第3条 小田急お客さま番号

- 「小田急お客さま番号」とは、本カード（但し OPクレジットハウスは除く）券面に記載または小田急ポイントアプリに表示されているポイント会員番号のことをいいます。
- 小田急お客さま番号は、本カード（但し OPクレジットハウスは除く）の表面または裏面に表示されています。

第4条 小田急お客さま番号の変更

当社は、当社または JCB におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、小田急お客さま番号の変更ができるものとします。その場合、JCB が必要と認めたときは、JCB は会員に対してカードを再発行します。

第5条 カードの機能

JCB 会員規約で規定の内容に関わらず、2010年12月1日から2023年8月15日までに両社が入会を認めた本会員およびその家族会員に対しては、金融サービスを提供しておらず、キャッシングサービスを利用することができません。（利用可能枠は設定されていません。）

第6条 提供サービスと利用

- 当社（本条においては当社が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
- 会員は、サービスの利用等に関する規定等（第2条に定める特約を含むが、それらに限られない。）がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が JCB 会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社が会員のサービス利用が適当でないとは合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
- 当社が必要と認めた場合には、当社はサービスおよびその内容を変更することがあります。
- 会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

第7条 年会費

- OPクレジット・JCBを保有の会員は、JCBに対し、JCBが通知または公表する年会費を支払うものとします。ただし、入会2年度目以降の年会費は、前年度（各年度は本会員のカード入会日の月日の含まれる標準期間の初日から1年間とします。）の本カードによるショッピング利用の利用代金（ショッピング残高枠の利用による手数料その他各種手数料、キャッシングサービスの利用代金、年会費等は含まれません。）の合計額（本会員と家族会員の金額を合算します。）が、JCB所定の金額以上である場合（ただし、合算の対象は当該期間内に加盟店から JCB に売上票が到着しているショッピング利用の利用代金に限り）には、JCB が負担します。なお、JCB は12ヶ月前までに会員へ通知することと本項に記載の年会費条件を変更できるものとします。
- JALカード OPクレジットを保有の会員は、JCBおよび株式会社 JALカードが別途定め、公表する所定の年会費を支払うものとします。

第8条 個人情報の取り扱い

- 会員および入会を申し込まれた方（以下、併せて「会員等」といいます。）は、当社が会員等の個人情報（本項（1）に定めるものをいう。）について必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。
 - 本項2号以下に掲げる目的のため、当社が以下の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を収集し、保有し、利用すること。
 - 氏名・生年月日・性別・住所・電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねます。）・勤務先・職業・カードの利用目的・電子メールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項
 - 入会申込日・入会承認日・有効期限・利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項
 - 会員のカードの利用内容、支払い状況、問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項
 - 会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当社または JCB が収集したカード利用・支払い履歴
 - 以下の目的のために、当社が前号に掲げる個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および本号④に定める営業案内について当社に中止を申し出た場合、当社は、業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとします。なお、中止の申し出は本特約末尾に記載のご相談窓口へ連絡するものとします。
 - 本カードに関する当社のサービスの提供
 - 当社の定款記載の事業（総称して「当社の事業」といいます。）における取引上の判断
 - 当社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。なお、当社の事業の具体的内容については、当社ホームページにてご案内しております。当社ホームページ（URL）<https://www.odakyu.jp/>
 - 当社の事業における宣伝物の送付または電話・電子メールその他の通信手段等の方法による、次に記載する会社、店舗、施設等の営業案内
 - 当社
 - 当社指定の店舗・施設等
 - 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提出
- 当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 会員がカードをオートチャージ対象カードとして株式会社パスモの発行するオートチャージ用 PASMO を申し込み、株式会社パスモ（以下「パスモ社」といいます。）が承認した場合、JCB が会員の以下の個人情報を、それぞれ以下の目的でパスモ社に対して提供することを、会員は同意するものとします。

パスモ社に提供する情報	利用目的
住所	オートチャージ用 PASMO 発送および手続き上の連絡目的
性別、生年月日および電話番号	PASMO への登録および PASMO 取扱規則、オートチャージサービス取扱規則に定める利用目的
本カードのカード番号および有効期限	申し込んだ PASMO でのオートチャージサービスに係る利用代金の決済の利用目的

※ PASMO 取扱規則： <https://www.pasmo.co.jp/condition/>

※ オートチャージサービス取扱規則： <https://www.pasmo.co.jp/condition/autocharge/>

- 会員が、当社または JCB に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当社または JCB の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。
- 会員は、当社が本条第1項（2）に記載の目的で個人情報を利用するために、本条第1項（1）に記載の情報を両社において共有することにあらかじめ同意するものとします。

第9条 個人情報の開示、訂正、削除

- 会員は、当社に対して、当社が保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は本特約末尾に記載の当社相談窓口へ連絡するものとします。
- 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第10条 個人情報の取り扱いに関する不同意

当社または JCB は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または特約に定める個人情報の取り扱いについて承諾しない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きを取ることがあります。なお、第8条第1項（2）③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCB または加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会をお断りすることや退会の手続きを取ることはありません（本条に関する申し出は本特約末尾に記載のご相談窓口へ連絡するものとします。）。

第11条 契約不成立時の個人情報の利用

当社または JCB が入会をお断りする場合であっても、入会申込の事実は、お断りする理由のいかんにかかわらず、第8条に定める目的（ただし、第8条第1項（2）③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCB または加盟店等の営業案内等を除きます。）に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第12条 退会者の個人情報の利用

当社は、退会の申し出または会員資格の喪失後も、第8条に定める目的（ただし、第8条第1項（2）③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める営業案内等を除きます。）および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

第13条 会員資格の喪失

会員が本カードを退会した場合、または本カードの会員資格を喪失した場合は、本特約にかかる契約関係も終了するものとします。

第14条 適用関係

- 本特約は JCB 会員規約に優先して適用されるものとします。
- 本特約に定めのない事項については、JCB 会員規約、小田急ポイントカード特約、小田急ポイントサービス特約、JMBマイル / 小田急ポイント交換特典特約、その他本カードに関わる規約・規定等が適用されるものとします。

第15条 本特約の改定

本特約の改定については、JCB 会員規約（会員規約およびその改定）が適用されるものとします。

<ご相談窓口>

本特約についてのお問い合わせ・ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記におたずねください。

小田急電鉄株式会社 小田急カードお客さま相談担当
〒243-0489 神奈川県海老名市めぐみ町2-2 (TEL) 03-3349-9931